

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年3月10日提出
【計算期間】	第3期中(自 2025年6月11日至 2025年12月10日)
【ファンド名】	D Cターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2 0 3 5 D Cターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2 0 4 0 D Cターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2 0 4 5 D Cターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2 0 5 0 D Cターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2 0 5 5 D Cターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2 0 6 0 D Cターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2 0 6 5
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 隆宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	北添 道生
【連絡場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【電話番号】	03-6453-3610
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は、2025年12月30日現在の状況について記載してあります。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2035】

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,668,132,619	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		36,517,406	0.99
合計(純資産総額)		3,704,650,025	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2024年 6月10日)	537,873	537,873	10,757	10,757
第2期計算期間末 (2025年 6月10日)	264,563,462	264,563,462	10,804	10,804
2024年12月末日	63,762,215		11,080	
2025年 1月末日	72,221,712		11,019	
2月末日	120,433,923		10,731	
3月末日	139,830,896		10,609	
4月末日	192,567,349		10,505	
5月末日	251,407,309		10,736	
6月末日	769,081,907		10,959	
7月末日	808,976,676		11,154	
8月末日	3,343,540,487		11,246	
9月末日	3,471,306,208		11,434	
10月末日	3,605,199,892		11,800	
11月末日	3,659,655,784		11,862	
12月末日	3,704,650,025		11,887	

【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	0
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0

【収益率の推移】

	期 間	収益率(%)
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	7.6
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0.4
第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	9.6

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

【DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2040】

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,145,007,180	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11,398,261	0.99
合計(純資産総額)		1,156,405,441	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2024年 6月10日)	542,277	542,277	10,846	10,846
第2期計算期間末 (2025年 6月10日)	210,552,638	210,552,638	10,929	10,929
2024年12月末日	37,507,171		11,195	
2025年 1月末日	39,476,377		11,138	
2月末日	85,236,595		10,830	
3月末日	106,354,356		10,702	
4月末日	160,618,114		10,590	
5月末日	190,348,705		10,857	
6月末日	365,764,884		11,096	
7月末日	401,762,312		11,319	
8月末日	993,515,601		11,423	
9月末日	1,053,599,714		11,631	
10月末日	1,114,478,936		12,033	
11月末日	1,132,119,274		12,108	
12月末日	1,156,405,441		12,148	

【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	0
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0

【収益率の推移】

	期 間	収益率(%)
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	8.5
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0.8
第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	10.7

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2045】

（1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	858,519,953	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8,545,927	0.99
合計(純資産総額)		867,065,880	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2024年 6月10日)	545,520	545,520	10,910	10,910
第2期計算期間末 (2025年 6月10日)	96,454,142	96,454,142	11,010	11,010
2024年12月末日	66,067,387		11,289	
2025年 1月末日	64,003,193		11,234	
2月末日	62,207,447		10,908	
3月末日	65,185,057		10,776	
4月末日	75,115,802		10,644	
5月末日	86,574,201		10,932	
6月末日	253,163,853		11,187	
7月末日	265,328,446		11,436	
8月末日	754,129,647		11,554	
9月末日	788,466,496		11,779	
10月末日	832,465,306		12,212	
11月末日	849,922,646		12,302	
12月末日	867,065,880		12,357	

【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	0
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0

【収益率の推移】

	期 間	収益率（％）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	9.1
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0.9
第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	11.7

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

【DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2050】

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	728,496,156	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7,250,668	0.99
合計(純資産総額)		735,746,824	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

		純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2024年 6月10日)	545,520	545,520	10,910	10,910
第2期計算期間末	(2025年 6月10日)	74,603,400	74,603,400	10,983	10,983
	2024年12月末日	19,696,621		11,285	
	2025年 1月末日	21,893,273		11,230	
	2月末日	32,887,709		10,904	
	3月末日	50,539,230		10,772	
	4月末日	43,060,299		10,625	
	5月末日	66,271,738		10,904	
	6月末日	164,161,547		11,159	
	7月末日	172,276,129		11,408	
	8月末日	636,892,566		11,525	
	9月末日	666,460,154		11,749	
	10月末日	706,534,958		12,180	
	11月末日	719,024,550		12,269	
	12月末日	735,746,824		12,332	

【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	0
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0

【収益率の推移】

	期 間	収益率(%)
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	9.1
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0.7
第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	11.7

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

【DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2055】

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	348,186,467	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,466,502	0.99
合計(純資産総額)		351,652,969	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2024年 6月10日)	538,361	538,361	10,767	10,767
第2期計算期間末 (2025年 6月10日)	41,694,005	41,694,005	10,830	10,830
2024年12月末日	10,494,736		11,108	
2025年 1月末日	11,269,240		11,051	
2月末日	28,543,827		10,746	
3月末日	29,490,462		10,618	
4月末日	30,759,225		10,498	
5月末日	38,831,673		10,756	
6月末日	80,119,507		11,004	
7月末日	87,658,809		11,249	
8月末日	279,061,734		11,365	
9月末日	302,248,412		11,587	
10月末日	321,253,439		12,012	
11月末日	330,613,253		12,100	
12月末日	351,652,969		12,156	

【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	0
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0

【収益率の推移】

	期 間	収益率(%)
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	7.7
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0.6
第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	11.7

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

【DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2060】

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	145,135,617	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,446,202	0.99
合計(純資産総額)		146,581,819	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2024年 6月10日)	521,325	521,325	10,427	10,427
第2期計算期間末 (2025年 6月10日)	21,372,358	21,372,358	10,373	10,373
2024年12月末日	4,607,776		10,656	
2025年 1月末日	4,732,962		10,586	
2月末日	12,531,414		10,360	
3月末日	13,641,354		10,254	
4月末日	15,754,599		10,186	
5月末日	23,132,394		10,317	
6月末日	36,200,920		10,506	
7月末日	37,654,035		10,648	
8月末日	96,419,032		10,715	
9月末日	105,349,081		10,867	
10月末日	136,024,355		11,167	
11月末日	141,611,342		11,203	
12月末日	146,581,819		11,203	

【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	0
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0

【収益率の推移】

	期 間	収益率(%)
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	4.3
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0.5
第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	7.7

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

【DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2065】

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	146,318,187	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,457,826	0.99
合計(純資産総額)		147,776,013	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2024年 6月10日)	517,742	517,742	10,355	10,355
第2期計算期間末 (2025年 6月10日)	32,499,475	32,499,475	10,259	10,259
2024年12月末日	3,250,176		10,544	
2025年 1月末日	6,366,400		10,469	
2月末日	10,956,844		10,270	
3月末日	13,245,125		10,172	
4月末日	19,474,454		10,123	
5月末日	28,394,441		10,210	
6月末日	63,934,084		10,370	
7月末日	75,218,184		10,455	
8月末日	102,711,522		10,492	
9月末日	110,148,816		10,608	
10月末日	122,459,238		10,847	
11月末日	137,204,633		10,855	
12月末日	147,776,013		10,827	

【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	0
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0

【収益率の推移】

	期 間	収益率(%)
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	3.6
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	0.9
第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	5.4

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(参考)

国内株式インデックス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	880,619,573,860	98.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,371,158,067	1.16
合計(純資産総額)		890,990,731,927	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建 / 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	9,796,745,000	1.10

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

外国株式インデックス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	720,913,034,622	71.23
	イギリス	37,410,969,314	3.70
	カナダ	36,402,677,426	3.60
	スイス	27,521,129,610	2.72
	ドイツ	24,865,260,913	2.46
	フランス	24,509,483,966	2.42
	オランダ	17,224,407,866	1.70
	アイルランド	16,788,806,148	1.66
	オーストラリア	15,399,014,639	1.52
	スペイン	9,739,125,417	0.96
	スウェーデン	8,385,134,045	0.83
	イタリア	7,344,095,140	0.73
	デンマーク	4,979,617,920	0.49
	香港	3,906,486,968	0.39
	シンガポール	3,669,185,786	0.36
	フィンランド	3,028,233,291	0.30
	イスラエル	2,790,109,676	0.28

	ベルギー	2,188,397,838	0.22
	ケイマン	1,849,240,532	0.18
	ルクセンブルク	1,713,071,907	0.17
	ノルウェー	1,505,910,902	0.15
	ジャージー	1,159,999,654	0.11
	バミューダ	1,034,441,953	0.10
	リベリア	908,969,703	0.09
	キュラソー	720,472,493	0.07
	オーストリア	691,174,983	0.07
	ニュージーランド	577,756,706	0.06
	ポルトガル	463,692,963	0.05
	パナマ	417,745,566	0.04
	マン島	79,518,007	0.01
	小計	978,187,165,954	96.65
新株予約権証券	カナダ	-	-
投資信託受益証券	オーストラリア	81,804,389	0.01
	香港	73,555,020	0.01
	小計	155,359,409	0.02
投資証券	アメリカ	12,958,113,701	1.28
	オーストラリア	941,705,220	0.09
	フランス	383,571,992	0.04
	シンガポール	256,293,389	0.03
	イギリス	223,443,680	0.02
	香港	172,229,864	0.02
	小計	14,935,357,846	1.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		18,834,794,731	1.86
合計(純資産総額)		1,012,112,677,940	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建 / 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	14,590,922,320	1.44
	買建	カナダ	470,984,580	0.05
	買建	ドイツ	2,449,586,913	0.24
	買建	イギリス	940,588,641	0.09
	買建	オーストラリア	525,386,665	0.05

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建 / 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	---------	------	---------	---------

為替予約取引	買建		261,488,915	0.03
--------	----	--	-------------	------

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

国内債券インデックス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	644,381,547,410	84.98
地方債証券	日本	39,549,765,851	5.22
特殊債券	日本	38,037,670,019	5.02
	韓国	396,204,000	0.05
	小計	38,433,874,019	5.07
社債券	日本	33,375,791,000	4.40
	フランス	1,375,085,000	0.18
	オーストラリア	594,420,000	0.08
	小計	35,345,296,000	4.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		581,218,478	0.08
合計(純資産総額)		758,291,701,758	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

外国債券インデックス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	212,271,924,787	44.74
	中国	54,749,829,850	11.54
	フランス	33,610,148,933	7.08
	イタリア	31,871,012,193	6.72
	イギリス	27,308,213,394	5.76
	ドイツ	26,770,098,004	5.64
	スペイン	20,178,033,274	4.25
	カナダ	9,567,316,771	2.02
	ベルギー	7,039,313,881	1.48
	オランダ	5,869,678,921	1.24
	オーストラリア	5,729,048,534	1.21
	オーストリア	4,921,890,268	1.04
	メキシコ	4,033,801,328	0.85
	ポーランド	3,260,576,199	0.69
	ポルトガル	2,745,549,535	0.58
	マレーシア	2,445,395,247	0.52
	フィンランド	2,415,440,023	0.51

	アイルランド	1,989,710,561	0.42
	イスラエル	1,825,216,601	0.38
	シンガポール	1,762,918,030	0.37
	ニュージーランド	1,405,846,367	0.30
	デンマーク	950,794,238	0.20
	スウェーデン	795,359,777	0.17
	ノルウェー	773,305,320	0.16
	小計	464,290,422,036	97.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,168,739,350	2.14
合計(純資産総額)		474,459,161,386	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建 / 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	買建	アメリカ	2,336,066,007	0.49
	買建	ドイツ	2,100,867,995	0.44

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建 / 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建		5,912,159,539	1.25

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2【設定及び解約の実績】

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2035】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	500,000		500,000
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	251,893,151	7,515,613	244,877,538
第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	2,977,255,236	127,701,767	3,094,431,007

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2040】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	500,000		500,000
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	196,135,288	3,976,632	192,658,656
第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	794,650,682	48,005,086	939,304,252

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2045】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	500,000		500,000
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	127,024,643	39,919,991	87,604,652
第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	622,204,565	17,393,926	692,415,291

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2050】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	500,000		500,000
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	80,982,978	13,554,267	67,928,711
第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	542,602,791	16,998,252	593,533,250

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2055】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	500,000		500,000
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	40,812,138	2,812,076	38,500,062
第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	245,582,837	11,301,799	272,781,100

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2060】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	500,000		500,000
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	24,331,059	4,227,180	20,603,879

第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	114,446,462	6,911,169	128,139,172
-----------	-------------------------	-------------	-----------	-------------

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2065】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2024年 1月 9日～2024年 6月10日	500,000		500,000
第2期計算期間	2024年 6月11日～2025年 6月10日	36,022,795	4,843,980	31,678,815
第3期中間計算期間	2025年 6月11日～2025年12月10日	108,424,218	12,649,156	127,453,877

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2035】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(2025年6月11日から2025年12月10日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2025年6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,787,492	37,754,821
親投資信託受益証券	261,935,817	3,628,776,008
未収入金	-	1,843,203
未収利息	35	482
流動資産合計	264,723,344	3,668,374,514
資産合計	264,723,344	3,668,374,514
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	108,154
未払受託者報酬	24,959	468,687
未払委託者報酬	131,439	2,465,961
その他未払費用	3,484	66,470
流動負債合計	159,882	3,109,272
負債合計	159,882	3,109,272
純資産の部		
元本等		
元本	244,877,538	3,094,431,007
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	19,685,924	570,834,235
(分配準備積立金)	2,731,669	2,538,107
元本等合計	264,563,462	3,665,265,242
純資産合計	264,563,462	3,665,265,242
負債純資産合計	264,723,344	3,668,374,514

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
営業収益		
受取利息	19	61,938
有価証券売買等損益	314,697	205,722,433
営業収益合計	314,716	205,784,371
営業費用		
受託者報酬	677	468,687
委託者報酬	3,360	2,465,961
その他費用	55	66,470
営業費用合計	4,092	3,001,118
営業利益又は営業損失（ ）	310,624	202,783,253
経常利益又は経常損失（ ）	310,624	202,783,253
中間純利益又は中間純損失（ ）	310,624	202,783,253
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	52,512	3,876,298
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	37,873	19,685,924
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,944,105	366,760,017
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,944,105	366,760,017
剰余金減少額又は欠損金増加額	172,376	14,518,661
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	172,376	14,518,661
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,172,738	570,834,235

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

（中間貸借対照表に関する注記）

	第2期 (2025年 6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	244,877,538口	3,094,431,007口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0804円 (10,804円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.1845円 (11,845円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月11日 至 2025年 6月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	244,877,538円
期中追加設定元本額	251,893,151円	2,977,255,236円
期中一部解約元本額	7,515,613円	127,701,767円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2040】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(2025年6月11日から2025年12月10日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2025年6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,208,518	15,796,465
親投資信託受益証券	208,462,192	1,125,078,204
未収利息	28	201
流動資産合計	210,670,738	1,140,874,870
資産合計	210,670,738	1,140,874,870
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	3,538,747
未払受託者報酬	18,462	154,219
未払委託者報酬	97,086	811,190
その他未払費用	2,552	21,824
流動負債合計	118,100	4,525,980
負債合計	118,100	4,525,980
純資産の部		
元本等		
元本	192,658,656	939,304,252
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	17,893,982	197,044,638
(分配準備積立金)	3,739,603	3,485,150
元本等合計	210,552,638	1,136,348,890
純資産合計	210,552,638	1,136,348,890
負債純資産合計	210,670,738	1,140,874,870

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
営業収益		
受取利息	9	20,940
有価証券売買等損益	260,292	76,820,703
営業収益合計	260,301	76,841,643
営業費用		
受託者報酬	375	154,219
委託者報酬	1,642	811,190
その他費用	30	21,824
営業費用合計	2,047	987,233
営業利益又は営業損失（ ）	258,254	75,854,410
経常利益又は経常損失（ ）	258,254	75,854,410
中間純利益又は中間純損失（ ）	258,254	75,854,410
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-	1,504,340
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	42,277	17,893,982
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,778,282	110,646,089
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,778,282	110,646,089
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	5,845,503
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	5,845,503
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,078,813	197,044,638

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

（中間貸借対照表に関する注記）

	第2期 (2025年 6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	192,658,656口	939,304,252口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0929円 (10,929円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2098円 (12,098円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月11日 至 2025年 6月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	192,658,656円
期中追加設定元本額	196,135,288円	794,650,682円
期中一部解約元本額	3,976,632円	48,005,086円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2045】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(2025年6月11日から2025年12月10日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2025年6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,038,077	9,171,226
親投資信託受益証券	95,498,300	843,067,701
未収入金	-	1,174,988
未収利息	13	117
流動資産合計	96,536,390	853,414,032
資産合計	96,536,390	853,414,032
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,158,832
未払受託者報酬	12,834	111,848
未払委託者報酬	67,654	588,045
その他未払費用	1,760	15,805
流動負債合計	82,248	1,874,530
負債合計	82,248	1,874,530
純資産の部		
元本等		
元本	87,604,652	692,415,291
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	8,849,490	159,124,211
(分配準備積立金)	832,804	781,844
元本等合計	96,454,142	851,539,502
純資産合計	96,454,142	851,539,502
負債純資産合計	96,536,390	853,414,032

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
営業収益		
受取利息	8	14,100
有価証券売買等損益	284,423	60,256,951
営業収益合計	284,431	60,271,051
営業費用		
受託者報酬	536	111,848
委託者報酬	2,624	588,045
その他費用	35	15,805
営業費用合計	3,195	715,698
営業利益又は営業損失（ ）	281,236	59,555,353
経常利益又は経常損失（ ）	281,236	59,555,353
中間純利益又は中間純損失（ ）	281,236	59,555,353
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	123	679,433
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	45,520	8,849,490
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,937,087	93,570,073
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,937,087	93,570,073
剰余金減少額又は欠損金増加額	315	2,171,272
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	315	2,171,272
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,263,405	159,124,211

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

（中間貸借対照表に関する注記）

	第2期 (2025年 6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	87,604,652口	692,415,291口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.1010円 (11,010円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2298円 (12,298円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月11日 至 2025年 6月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	87,604,652円
期中追加設定元本額	127,024,643円	622,204,565円
期中一部解約元本額	39,919,991円	17,393,926円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2050】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(2025年6月11日から2025年12月10日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2025年6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	782,095	7,820,292
親投資信託受益証券	73,864,287	720,967,987
未収利息	10	99
流動資産合計	74,646,392	728,788,378
資産合計	74,646,392	728,788,378
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	12,225
未払受託者報酬	6,719	91,898
未払委託者報酬	35,374	483,201
その他未払費用	899	12,974
流動負債合計	42,992	600,298
負債合計	42,992	600,298
純資産の部		
元本等		
元本	67,928,711	593,533,250
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	6,674,689	134,654,830
(分配準備積立金)	498,098	468,278
元本等合計	74,603,400	728,188,080
純資産合計	74,603,400	728,188,080
負債純資産合計	74,646,392	728,788,378

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
営業収益		
受取利息	2	11,700
有価証券売買等損益	143,327	49,129,209
営業収益合計	143,329	49,140,909
営業費用		
受託者報酬	269	91,898
委託者報酬	1,144	483,201
その他費用	14	12,974
営業費用合計	1,427	588,073
営業利益又は営業損失（ ）	141,902	48,552,836
経常利益又は経常損失（ ）	141,902	48,552,836
中間純利益又は中間純損失（ ）	141,902	48,552,836
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-	615,905
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	45,520	6,674,689
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,359,798	82,269,954
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,359,798	82,269,954
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,226,744
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,226,744
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,547,220	134,654,830

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

（中間貸借対照表に関する注記）

	第2期 (2025年 6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	67,928,711口	593,533,250口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0983円 (10,983円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2269円 (12,269円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月11日 至 2025年 6月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	67,928,711円
期中追加設定元本額	80,982,978円	542,602,791円
期中一部解約元本額	13,554,267円	16,998,252円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2055】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(2025年6月11日から2025年12月10日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2025年6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	378,507	3,541,615
親投資信託受益証券	41,280,242	326,782,065
未収入金	63,084	-
未収利息	4	45
流動資産合計	41,721,837	330,323,725
資産合計	41,721,837	330,323,725
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,347	42,036
未払委託者報酬	22,924	221,098
その他未払費用	561	5,915
流動負債合計	27,832	269,049
負債合計	27,832	269,049
純資産の部		
元本等		
元本	38,500,062	272,781,100
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	3,193,943	57,273,576
(分配準備積立金)	228,623	212,149
元本等合計	41,694,005	330,054,676
純資産合計	41,694,005	330,054,676
負債純資産合計	41,721,837	330,323,725

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
営業収益		
受取利息	1	5,342
有価証券売買等損益	96,808	22,542,670
営業収益合計	96,809	22,548,012
営業費用		
受託者報酬	240	42,036
委託者報酬	1,035	221,098
その他費用	7	5,915
営業費用合計	1,282	269,049
営業利益又は営業損失（ ）	95,527	22,278,963
経常利益又は経常損失（ ）	95,527	22,278,963
中間純利益又は中間純損失（ ）	95,527	22,278,963
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	10,196	482,388
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	38,361	3,193,943
剰余金増加額又は欠損金減少額	786,568	33,594,752
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	786,568	33,594,752
剰余金減少額又は欠損金増加額	67,073	1,311,694
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	67,073	1,311,694
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	843,187	57,273,576

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

（中間貸借対照表に関する注記）

	第2期 (2025年 6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	38,500,062口	272,781,100口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0830円 (10,830円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2100円 (12,100円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月11日 至 2025年 6月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	38,500,062円
期中追加設定元本額	40,812,138円	245,582,837円
期中一部解約元本額	2,812,076円	11,301,799円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2060】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(2025年6月11日から2025年12月10日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2025年6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,208,033	1,533,862
親投資信託受益証券	21,175,450	141,765,567
未収入金	1,583,514	-
未収利息	15	19
流動資産合計	23,967,012	143,299,448
資産合計	23,967,012	143,299,448
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,581,284	-
未払受託者報酬	2,104	16,817
未払委託者報酬	11,032	88,738
その他未払費用	234	2,332
流動負債合計	2,594,654	107,887
負債合計	2,594,654	107,887
純資産の部		
元本等		
元本	20,603,879	128,139,172
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	768,479	15,052,389
(分配準備積立金)	105,589	91,267
元本等合計	21,372,358	143,191,561
純資産合計	21,372,358	143,191,561
負債純資産合計	23,967,012	143,299,448

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
営業収益		
受取利息	-	2,160
有価証券売買等損益	15,409	6,162,968
営業収益合計	15,409	6,165,128
営業費用		
受託者報酬	158	16,817
委託者報酬	474	88,738
その他費用	-	2,332
営業費用合計	632	107,887
営業利益又は営業損失（ ）	14,777	6,057,241
経常利益又は経常損失（ ）	14,777	6,057,241
中間純利益又は中間純損失（ ）	14,777	6,057,241
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-	147,424
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	21,325	768,479
剰余金増加額又は欠損金減少額	57,663	8,739,904
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	57,663	8,739,904
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	365,811
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	365,811
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	93,765	15,052,389

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

（中間貸借対照表に関する注記）

	第2期 (2025年 6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	20,603,879口	128,139,172口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0373円 (10,373円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.1175円 (11,175円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月11日 至 2025年 6月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	20,603,879円
期中追加設定元本額	24,331,059円	114,446,462円
期中一部解約元本額	4,227,180円	6,911,169円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

【DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2065】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(2025年6月11日から2025年12月10日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2025年6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	337,474	1,509,782
親投資信託受益証券	32,177,012	136,464,705
未収利息	4	19
流動資産合計	32,514,490	137,974,506
資産合計	32,514,490	137,974,506
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	20,692
未払受託者報酬	2,356	18,508
未払委託者報酬	12,400	97,688
その他未払費用	259	2,572
流動負債合計	15,015	139,460
負債合計	15,015	139,460
純資産の部		
元本等		
元本	31,678,815	127,453,877
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	820,660	10,381,169
(分配準備積立金)	145,824	126,924
元本等合計	32,499,475	137,835,046
純資産合計	32,499,475	137,835,046
負債純資産合計	32,514,490	137,974,506

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自 2024年 6月11日 至 2024年12月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
営業収益		
受取利息	-	2,486
有価証券売買等損益	18,234	4,752,297
営業収益合計	18,234	4,754,783
営業費用		
受託者報酬	196	18,508
委託者報酬	786	97,688
その他費用	1	2,572
営業費用合計	983	118,768
営業利益又は営業損失（ ）	17,251	4,636,015
経常利益又は経常損失（ ）	17,251	4,636,015
中間純利益又は中間純損失（ ）	17,251	4,636,015
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,841	246,503
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	17,742	820,660
剰余金増加額又は欠損金減少額	86,536	5,638,577
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	86,536	5,638,577
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,516	467,580
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,516	467,580
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	107,172	10,381,169

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

（中間貸借対照表に関する注記）

	第2期 (2025年 6月10日現在)	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	31,678,815口	127,453,877口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0259円 (10,259円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0815円 (10,815円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第3期中間計算期間 (2025年12月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第2期 自 2024年 6月11日 至 2025年 6月10日	第3期中間計算期間 自 2025年 6月11日 至 2025年12月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	500,000円	31,678,815円
期中追加設定元本額	36,022,795円	108,424,218円
期中一部解約元本額	4,843,980円	12,649,156円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

国内株式インデックス マザーファンド

貸借対照表

	2025年12月10日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	30,828,419,177
株式	873,973,293,610
派生商品評価勘定	9,223,500
未収入金	24,800
未収配当金	618,280,332
未収利息	393,767
その他未収収益	12,804,335
差入委託証拠金	611,671,563
流動資産合計	906,054,111,084
資産合計	906,054,111,084
負債の部	
流動負債	
前受金	9,405,000
未払解約金	421,286,372
未払利息	2,815,550
受入担保金	20,264,554,250
流動負債合計	20,698,061,172
負債合計	20,698,061,172
純資産の部	
元本等	
元本	242,723,229,742
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	642,632,820,170
元本等合計	885,356,049,912
純資産合計	885,356,049,912
負債純資産合計	906,054,111,084

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2025年12月10日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2025年12月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	242,723,229,742口
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	株式 19,176,719,490円

	2025年12月10日現在	
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3,6476円 (36,476円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	2025年12月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2025年12月10日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 6月11日
期首元本額	250,676,842,613円
期中追加設定元本額	9,823,244,242円
期中一部解約元本額	17,776,857,113円
期末元本額	242,723,229,742円
期末元本額の内訳	
グローバル・インカム&プラス（毎月決算型）	207,055,144円
SBI資産設計オープン（資産成長型）	2,693,978,641円
SBI資産設計オープン（分配型）	10,143,801円
SMT TOPIXインデックス・オープン	9,049,171,240円
世界経済インデックスファンド	7,025,885,571円
日本株式インデックス・オープン	2,527,298,557円
DCマイセクション25	3,837,497,104円
DCマイセクション50	13,703,513,092円
DCマイセクション75	17,033,682,808円
DC日本株式インデックス・オープン	5,747,867,930円
DCマイセクションS25	3,216,488,892円
DCマイセクションS50	10,219,975,818円
DCマイセクションS75	11,309,611,810円
DC日本株式インデックス・オープンS	9,708,025,475円
DCターゲット・イヤー ファンド2035	463,228,427円
DCターゲット・イヤー ファンド2045	405,423,746円
DC世界経済インデックスファンド	3,632,796,845円
日本株式インデックス・オープン（SMA専用）	146,420,083円
国内バランス60VA1（適格機関投資家専用）	2,732,455円
マイセクション50VA1（適格機関投資家専用）	6,346,721円
マイセクション75VA1（適格機関投資家専用）	13,323,836円
日本株式インデックス・オープンVA1（適格機関投資家専用）	51,199,523円
国内バランス60VA2（適格機関投資家専用）	1,609,535円

区分	2025年12月10日現在
バランス30VA1（適格機関投資家専用）	7,560,655円
バランス50VA1（適格機関投資家専用）	30,280,197円
バランス25VA2（適格機関投資家専用）	7,841,299円
バランス50VA2（適格機関投資家専用）	32,376,957円
バランスA（25）VA1（適格機関投資家専用）	171,499,202円
バランスB（37.5）VA1（適格機関投資家専用）	200,398,192円
バランスC（50）VA1（適格機関投資家専用）	1,496,147,807円
世界バランスVA1（適格機関投資家専用）	20,434,180円
世界バランスVA2（適格機関投資家専用）	6,324,912円
バランスD（35）VA1（適格機関投資家専用）	194,317,330円
バランスE（25）VA1（適格機関投資家専用）	107,082,076円
バランスF（25）VA1（適格機関投資家専用）	147,489,164円
国内バランス25VA1（適格機関投資家専用）	10,931,279円
FOFs用日本株式インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	289,062,896円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	2,166,575,898円
日本株式ファンド・シリーズ2	2,422,882,428円
コア投資戦略ファンド（安定型）	498,922,665円
コア投資戦略ファンド（成長型）	1,213,627,786円
分散投資コア戦略ファンドA	1,625,928,628円
分散投資コア戦略ファンドS	5,996,495,498円
DC世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	715,611,459円
DC世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	358,526,881円
コア投資戦略ファンド（切替型）	453,749,992円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	162,480,429円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	7,526,846円
SMT インデックスバランス・オープン	34,828,147円
国内株式SMTBセレクション（SMA専用）	19,203,624,104円
サテライト投資戦略ファンド（株式型）	167,297,498円
SMT 世界経済インデックス・オープン	69,173,817円
SMT 世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	330,523,599円
SMT 世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	50,719,744円
SMT 8資産インデックスバランス・オープン	15,516,189円
グローバル経済コア	593,953,732円
SBI資産設計オープン（つみたてNISA対応型）	37,180,237円
My SMT TOPIXインデックス（ノーロード）	4,290,162,162円
DCターゲット・イヤー ファンド2055	29,565,859円
コア投資戦略ファンド（切替型ワイド）	447,871,443円
コア投資戦略ファンド（積極成長型）	133,160,996円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2030	77,764,338円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2040	94,047,871円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2050	47,876,300円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2060	64,706,717円
10資産分散投資ファンド	103,628,953円
グローバル10資産バランスファンド	64,544,612円
DC世界経済インデックスファンド（株式特化型）	12,414,734円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2035	168,521,257円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2040	57,545,245円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2045	46,594,489円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2050	41,821,142円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2055	18,970,024円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2060	5,390,078円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2065	3,802,822円
DCマイセレクションS50（2024-2026リスク抑制型）	1,260,387,949円
DCターゲット・イヤー ファンド2065	82,260円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2070	14,804円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2075	14,804円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2070	9,754円
FOFs用 国内株式インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	41,661,616,606円
FOFs用 国内株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	197,639,572円
世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	307,659,358円
FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	21,711,959円
SMTAM日本株式インデックスファンドVL-P（適格機関投資家専用）	50,763,779,123円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	15,621,278円

区分	2025年12月10日現在
ファンドラップ運用戦略F（中庸型）（適格機関投資家専用）	240,152,486円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN1（適格機関投資家専用）	21,486円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN2（適格機関投資家専用）	16,288円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN3（適格機関投資家専用）	27,723円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN4（適格機関投資家専用）	33,810円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN5（適格機関投資家専用）	23,063円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN6（適格機関投資家専用）	20,947円
国内株式インデックスファンドT（一般投資家私募/適格機関投資家転売制限付）	2,685,838,653円

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

（2025年12月10日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	11,187,495,000	-	11,196,900,000	9,405,000
合計		11,187,495,000	-	11,196,900,000	9,405,000

（注）1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

外国株式インデックス マザーファンド

貸借対照表

	2025年12月10日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	8,767,951,715
コール・ローン	729,429,215
株式	966,985,610,688
投資信託受益証券	154,059,453
投資証券	14,816,384,219
派生商品評価勘定	330,997,500
未収入金	163,448,435
未収配当金	1,006,102,944
未収利息	9,316
差入委託証拠金	8,004,417,224
流動資産合計	1,000,958,410,709
資産合計	1,000,958,410,709
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	32,756,559
前受金	298,593,016
未払解約金	654,356,223
流動負債合計	985,705,798
負債合計	985,705,798
純資産の部	
元本等	
元本	115,395,017,656
剰余金	

	2025年12月10日現在
項目	金額（円）
剰余金又は欠損金（ ）	884,577,687,255
元本等合計	999,972,704,911
純資産合計	999,972,704,911
負債純資産合計	1,000,958,410,709

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2025年12月10日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 新株予約権証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（金融商品取引所等の上場されるまでの間は、気配相場又は取得価額）、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買取相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 株式及び投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>(2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 為替予約取引による為替差損益</p>

	2025年12月10日現在
	約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2025年12月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	115,395,017,656口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 8.6656円 (86,656円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	2025年12月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2025年12月10日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 6月11日
期首元本額	116,725,571,679円
期中追加設定元本額	6,146,635,771円
期中一部解約元本額	7,477,189,794円
期末元本額	115,395,017,656円
期末元本額の内訳	
S B I 資産設計オープン（資産成長型）	1,101,396,831円
S B I 資産設計オープン（分配型）	4,177,937円
S M T グローバル株式インデックス・オープン	32,846,177,174円
世界経済インデックスファンド	15,808,895,494円
外国株式インデックス・オープン	807,532,853円
D C マイセクション 2 5	416,985,555円
D C マイセクション 5 0	2,472,207,346円
D C マイセクション 7 5	3,652,797,971円
D C 外国株式インデックス・オープン	14,130,810,915円
D C マイセクション S 2 5	352,019,795円
D C マイセクション S 5 0	1,859,460,369円
D C マイセクション S 7 5	2,431,259,052円
D C ターゲット・イヤー ファンド 2 0 3 5	98,819,474円
D C ターゲット・イヤー ファンド 2 0 4 5	86,483,602円
D C 世界経済インデックスファンド	8,385,046,979円
外国株式インデックス・オープン（SMA専用）	539,589,398円
マイセクション 5 0 V A 1（適格機関投資家専用）	1,152,817円

区分	2025年12月10日現在
マイセレクション75VA1(適格機関投資家専用)	2,867,895円
外国株式インデックス・オープンVA1(適格機関投資家専用)	11,120,892円
バランス30VA1(適格機関投資家専用)	3,206,155円
バランス50VA1(適格機関投資家専用)	12,764,011円
バランス25VA2(適格機関投資家専用)	3,322,402円
バランス50VA2(適格機関投資家専用)	13,717,572円
バランスA(25)VA1(適格機関投資家専用)	48,679,830円
バランスB(37.5)VA1(適格機関投資家専用)	73,826,115円
バランスC(50)VA1(適格機関投資家専用)	632,325,328円
世界バランスVA1(適格機関投資家専用)	43,274,887円
世界バランスVA2(適格機関投資家専用)	8,037,016円
バランスD(35)VA1(適格機関投資家専用)	61,346,135円
バランスE(25)VA1(適格機関投資家専用)	20,954,177円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	613,231,151円
FOFs用外国株式インデックス・オープン(適格機関投資家専用)	499,527,059円
外国株式ファンド・シリーズ1	1,205,803,686円
コア投資戦略ファンド(安定型)	44,057,254円
コア投資戦略ファンド(成長型)	110,959,784円
分散投資コア戦略ファンドA	1,115,424,141円
分散投資コア戦略ファンドS	5,633,236,649円
DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)	1,677,686,568円
DC世界経済インデックスファンド(債券シフト型)	849,876,832円
コア投資戦略ファンド(切替型)	40,264,305円
世界経済インデックスファンド(株式シフト型)	378,163,852円
世界経済インデックスファンド(債券シフト型)	17,420,188円
SMT インデックスバランス・オープン	81,050,835円
サテライト投資戦略ファンド(株式型)	21,694,061円
外国株式SMTBセレクション(SMA専用)	2,478,991,783円
SMT 世界経済インデックス・オープン	303,549,838円
SMT 世界経済インデックス・オープン(株式シフト型)	1,501,475,691円
SMT 世界経済インデックス・オープン(債券シフト型)	218,768,287円
SMT 8資産インデックスバランス・オープン	6,447,675円
My SMT グローバル株式インデックス(ノーロード)	4,971,261,735円
グローバル経済コア	1,382,253,191円
SBI資産設計オープン(つみたてNISA対応型)	15,748,174円
DCターゲット・イヤー ファンド2055	6,302,519円
コア投資戦略ファンド(切替型ワイド)	42,940,290円
コア投資戦略ファンド(積極成長型)	12,814,316円
DCターゲット・イヤーファンド(6資産・運用継続型)2030	199,017,610円
DCターゲット・イヤーファンド(6資産・運用継続型)2040	242,088,270円
DCターゲット・イヤーファンド(6資産・運用継続型)2050	122,439,682円
DCターゲット・イヤーファンド(6資産・運用継続型)2060	164,645,286円
10資産分散投資ファンド	54,731,606円
グローバル10資産バランスファンド	27,409,074円
DC世界経済インデックスファンド(株式特化型)	28,165,168円
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2035	106,932,398円
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2040	36,509,496円
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2045	29,565,900円
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2050	26,868,678円
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2055	12,179,393円
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2060	3,420,996円
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2065	2,412,670円
DCマイセレクションS50(2024-2026リスク抑制型)	134,991,636円
DC全世界株式インデックスファンド(オール・カンントリー)	1,104,472,020円
DCターゲット・イヤー ファンド2065	17,725円
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2070	9,508円
DCターゲット・イヤーファンド(ライフステージ対応型)2075	9,508円
DCターゲット・イヤーファンド(6資産・運用継続型)2070	24,467円
FOFs用 外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用)	53,513,542円
外株インデックス・ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	382,852,051円
外株インデックス・ファンド2(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	439,452,873円
世界株式ファンド(適格機関投資家専用)	1,478,311,483円
FOFs用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)	99,567,758円

区分	2025年12月10日現在
ダイナミック・リスクコントロール・バランス戦略ファンド（適格機関投資家専用）	50,751,559円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	71,485,172円
ファンドラップ運用戦略F（中庸型）（適格機関投資家専用）	104,770,717円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN1（適格機関投資家専用）	11,403円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN2（適格機関投資家専用）	9,714円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN3（適格機関投資家専用）	11,849円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN4（適格機関投資家専用）	15,525円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN5（適格機関投資家専用）	12,961円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN6（適格機関投資家専用）	7,970円
外国株式インデックスファンドT（一般投資家私募/適格機関投資家転売制限付）	1,131,075,677円
SMTAM海外バランスファンド2021-04（適格機関投資家専用）	128,050,470円

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

（2025年12月10日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	17,500,788,549	-	17,799,381,565	298,593,016
合計		17,500,788,549	-	17,799,381,565	298,593,016

（注）1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。
3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。
4. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

（2025年12月10日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	129,837,200	-	130,189,275	352,075
	アメリカドル	129,837,200	-	130,189,275	352,075
合計		129,837,200	-	130,189,275	352,075

（注）時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

国内債券インデックス マザーファンド

貸借対照表

	2025年12月10日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	

	2025年12月10日現在
項目	金額（円）
コール・ローン	1,131,804,823
国債証券	639,819,703,790
地方債証券	40,075,273,062
特殊債券	39,204,995,997
社債券	35,697,932,000
未収入金	702,747,800
未収利息	2,278,103,917
前払費用	189,911,775
流動資産合計	759,100,473,164
資産合計	759,100,473,164
負債の部	
流動負債	
未払金	1,366,571,900
未払解約金	353,104,015
流動負債合計	1,719,675,915
負債合計	1,719,675,915
純資産の部	
元本等	
元本	615,946,174,800
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	141,434,622,449
元本等合計	757,380,797,249
純資産合計	757,380,797,249
負債純資産合計	759,100,473,164

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2025年12月10日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 債券先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2025年12月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	615,946,174,800口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2296円 (1万口当たり純資産額) (12,296円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	2025年12月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

2025年12月10日現在	
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2025年12月10日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 6月11日
期首元本額	560,799,105,580円
期中追加設定元本額	74,568,177,398円
期中一部解約元本額	19,421,108,178円
期末元本額	615,946,174,800円
期末元本額の内訳	
エマージング株式オープン	2,227,240円
S B I 資産設計オープン（資産成長型）	6,187,482,872円
S B I 資産設計オープン（分配型）	25,363,167円
S M T 国内債券インデックス・オープン	14,837,180,982円
世界経済インデックスファンド	14,095,202,540円
D Cマイセレクション25	31,664,931,445円
D Cマイセレクション50	44,118,441,631円
D Cマイセレクション75	15,665,868,862円
D C日本債券インデックス・オープン	393,417,614円
D C日本債券インデックス・オープンS	84,064,930,980円
D C日本債券インデックス・オープンP	58,240,936,479円
D CマイセレクションS25	26,361,151,761円
D CマイセレクションS50	33,818,666,128円
D CマイセレクションS75	10,537,477,530円
D Cターゲット・イヤール ファンド2035	3,641,401,879円
D Cターゲット・イヤール ファンド2045	1,592,945,398円
D C世界経済インデックスファンド	8,229,434,529円
国内バランス60VA1（適格機関投資家専用）	2,611,299円
マイセレクション50VA1（適格機関投資家専用）	21,173,401円
マイセレクション75VA1（適格機関投資家専用）	12,662,358円
国内バランス60VA2（適格機関投資家専用）	1,571,622円
バランス30VA1（適格機関投資家専用）	44,712,898円
バランス50VA1（適格機関投資家専用）	71,013,316円
バランス25VA2（適格機関投資家専用）	22,010,359円
バランス50VA2（適格機関投資家専用）	26,513,930円
バランスA（25）VA1（適格機関投資家専用）	1,115,986,866円
バランスB（37.5）VA1（適格機関投資家専用）	733,170,189円
バランスC（50）VA1（適格機関投資家専用）	3,302,164,449円
世界バランスVA1（適格機関投資家専用）	71,705,833円
世界バランスVA2（適格機関投資家専用）	40,692,871円
バランスD（35）VA1（適格機関投資家専用）	847,386,586円
バランスE（25）VA1（適格機関投資家専用）	909,614,316円
バランスF（25）VA1（適格機関投資家専用）	1,305,231,123円
国内バランス25VA1（適格機関投資家専用）	88,849,106円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	7,736,592,772円
日本債券ファンド・シリーズ1	22,719,005,825円
分散投資コア戦略ファンドA	19,673,617,003円
分散投資コア戦略ファンドS	28,226,573,345円
D C世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	621,649,229円
D C世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	2,802,525,734円

区分	2025年12月10日現在
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	139,439,636円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	62,694,266円
SMT インデックスバランス・オープン	90,984,526円
SMT 世界経済インデックス・オープン	92,406,446円
SMT 世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	297,365,159円
SMT 世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	340,237,936円
SMT 8資産インデックスバランス・オープン	33,342,062円
グローバル経済コア	1,194,454,837円
SBI資産設計オープン（つみたてNISA対応型）	77,050,242円
DCターゲット・イヤーフンド2055	58,164,018円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2030	347,285,944円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2040	228,630,683円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2050	77,705,528円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2060	63,659,355円
My SMT 国内債券インデックス（ノーロード）	2,467,371,386円
10資産分散投資ファンド	547,968,317円
グローバル10資産バランスファンド	1,113,029,791円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2035	1,248,422,103円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2040	348,833,154円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2045	234,718,822円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2050	183,622,480円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2055	83,231,948円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2060	57,639,130円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2065	65,899,997円
DCマイセレクションS50（2024-2026リスク抑制型）	13,041,425,340円
DCターゲット・イヤーフンド2065	65,260円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2070	235,834円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2075	235,834円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2070	8,113円
FOFs用 国内債券インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	136,825,460,106円
FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	70,924,747円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	26,805,083円
ファンドラップ運用戦略F（中庸型）（適格機関投資家専用）	898,166,862円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN1（適格機関投資家専用）	153,907円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN2（適格機関投資家専用）	142,137円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN3（適格機関投資家専用）	86,034円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN4（適格機関投資家専用）	43,862円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN5（適格機関投資家専用）	59,817円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN6（適格機関投資家専用）	162,175円
国内債券インデックスファンドT（一般投資家私募/適格機関投資家転売制限付）	11,753,946,456円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

外国債券インデックス マザーファンド

貸借対照表

	2025年12月10日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	870,220,781
コール・ローン	3,510,701,302
国債証券	458,518,895,443
派生商品評価勘定	34,040,408
未収入金	8,729,657
未収利息	3,402,701,827
前払金	22,724,799
前払費用	378,117,420
差入委託証拠金	258,055,705

	2025年12月10日現在
項目	金額（円）
流動資産合計	467,004,187,342
資産合計	467,004,187,342
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	23,131,795
未払解約金	162,541,550
流動負債合計	185,673,345
負債合計	185,673,345
純資産の部	
元本等	
元本	117,023,746,470
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	349,794,767,527
元本等合計	466,818,513,997
純資産合計	466,818,513,997
負債純資産合計	467,004,187,342

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2025年12月10日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引 債券先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>(2)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

	2025年12月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	117,023,746,470口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 3.9891円 (1万口当たり純資産額) (39,891円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年12月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2025年12月10日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 6月11日
期首元本額	108,067,483,799円
期中追加設定元本額	12,673,623,322円
期中一部解約元本額	3,717,360,651円
期末元本額	117,023,746,470円
期末元本額の内訳	
外国債券オープン（毎月決算型）	981,840,219円
グローバル・インカム＆プラス（毎月決算型）	430,245,380円
財産四分法ファンド（毎月決算型）	295,418,218円
SBI資産設計オープン（資産成長型）	2,263,212,145円
SBI資産設計オープン（分配型）	8,834,886円
SMT グローバル債券インデックス・オープン	7,387,850,798円
世界経済インデックスファンド	32,441,836,906円
DCマイセクション25	1,722,016,077円
DCマイセクション50	1,773,718,393円
DCマイセクション75	1,494,538,894円
DC外国債券インデックス・オープン	2,181,256,139円
DCマイセクションS25	1,436,093,772円
DCマイセクションS50	1,341,714,176円
DCマイセクションS75	892,649,096円
DCターゲット・イヤーフンド2035	102,534,994円
DCターゲット・イヤーフンド2045	59,833,418円
DC世界経済インデックスファンド	18,195,191,208円
外国債券インデックス・オープン（SMA専用）	402,738,338円
マイセクション50VA1（適格機関投資家専用）	833,319円
マイセクション75VA1（適格機関投資家専用）	1,206,985円
外国債券インデックス・オープンVA1（適格機関投資家専用）	6,671,165円
バランス30VA1（適格機関投資家専用）	16,131,350円
バランス50VA1（適格機関投資家専用）	27,321,451円
バランス25VA2（適格機関投資家専用）	34,195,959円
バランス50VA2（適格機関投資家専用）	47,070,684円
バランスA（25）VA1（適格機関投資家専用）	346,231,550円
バランスB（37.5）VA1（適格機関投資家専用）	295,118,708円
バランスC（50）VA1（適格機関投資家専用）	1,314,073,901円
世界バランスVA1（適格機関投資家専用）	46,418,810円

区分	2025年12月10日現在
世界バランスVA2（適格機関投資家専用）	20,114,922円
バランスD（35）VA1（適格機関投資家専用）	264,101,742円
バランスE（25）VA1（適格機関投資家専用）	91,745,162円
バランスF（25）VA1（適格機関投資家専用）	135,551,086円
FOFs用外国債券オープン（適格機関投資家専用）	557,547,253円
グローバル債券ファンド・シリーズ1（適格機関投資家専用）	797,042,633円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	663,752,278円
外国債券ファンド・シリーズ1	1,019,952,401円
分散投資コア戦略ファンドA	1,014,387,706円
分散投資コア戦略ファンドS	2,191,776,711円
DC世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	1,133,369,101円
DC世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	5,203,370,110円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	254,660,643円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	110,971,984円
SMT グローバル債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）	1,232,035,995円
SMT インデックスバランス・オープン	166,253,987円
SMT 世界経済インデックス・オープン	595,820,920円
SMT 世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	1,033,882,639円
SMT 世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	1,317,477,909円
SMT 8資産インデックスバランス・オープン	11,743,580円
グローバル経済コア	2,945,512,620円
SBI資産設計オープン（つみたてNISA対応型）	28,565,191円
DCターゲット・イヤー ファンド2055	3,272,949円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2030	77,550,989円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2040	165,103,095円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2050	95,476,769円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2060	141,285,982円
My SMT グローバル債券インデックス（ノーロード）	1,596,608,168円
10資産分散投資ファンド	34,333,173円
グローバル10資産バランスファンド	57,180,103円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2035	138,473,507円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2040	42,584,602円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2045	32,160,918円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2050	27,526,453円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2055	12,459,767円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2060	5,411,412円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2065	5,178,026円
DCマイセレクションS50（2024-2026リスク抑制型）	698,210,638円
DCターゲット・イヤー ファンド2065	7,312円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2070	19,946円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2075	19,946円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2070	22,639円
FOFs用 外国債券インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	16,441,149,063円
FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	258,261,071円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	154,202,119円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN1（適格機関投資家専用）	17,525円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN2（適格機関投資家専用）	17,739円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN3（適格機関投資家専用）	9,259円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN4（適格機関投資家専用）	10,909円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN5（適格機関投資家専用）	3,544円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN6（適格機関投資家専用）	14,377円
外国債券インデックスファンドT（一般投資家私募/適格機関投資家転売制限付）	700,740,958円

(デリバティブ取引に関する注記)

債券関連

(2025年12月10日現在)

区分	種類	契約額等(円)	時価	評価損益 (円)
			(円)	
市場取引	債券先物取引		うち1年超	

	買建	2,877,701,562	-	2,854,976,763	22,724,799
	合計	2,877,701,562	-	2,854,976,763	22,724,799

(注)1.時価の算定方法

債券先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

- 債券先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。
- 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

(2025年12月10日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建	3,676,651,998	-	3,710,285,410	33,633,412
	アメリカドル	1,747,807,180	-	1,760,821,326	13,014,146
	カナダドル	138,967,788	-	141,584,500	2,616,712
	ユーロ	1,104,554,541	-	1,114,115,119	9,560,578
	イギリスポンド	227,545,730	-	231,528,018	3,982,288
	オフショア人民元	457,776,759	-	462,236,447	4,459,688
合計		3,676,651,998	-	3,710,285,410	33,633,412

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2025年12月30日現在の資本金の額	20億円
発行可能株式総数	12,000株
発行済株式総数	3,000株

（２）【事業の内容及び営業の状況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2025年12月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	525	16,816,693
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	35	99,096
単位型公社債投資信託	49	152,476
合計	609	17,068,265

（３）【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2026年 3月10日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は財務諸表等規則並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第40期事業年度の中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	（単位：百万円）	
	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,909	18,950
金銭の信託	18,596	18,214
前払費用	429	238
未収委託者報酬	10,943	12,164
未収運用受託報酬	5,967	6,523
未収収益	185	198
短期差入証拠金	3,660	2,476
その他	4,074	3,072
流動資産合計	58,767	61,839
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 219	1 189
器具備品	1 436	1 338
その他	1 -	1 4
有形固定資産合計	655	532
無形固定資産		
ソフトウェア	7,463	7,143
その他	61	78
無形固定資産合計	7,524	7,221
投資その他の資産		
投資有価証券	5,753	7,241
関係会社株式	6,077	6,077

繰延税金資産	1,196	1,184
その他	31	31
投資その他の資産合計	13,058	14,534
固定資産合計	21,238	22,289
資産合計	80,005	84,128

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	86	66
未払金	8,475	8,472
未払収益分配金	0	0
未払手数料	5,524	6,159
その他未払金	2,951	2,313
未払費用	797	993
未払法人税等	694	1,743
賞与引当金	719	769
その他	957	705
流動負債合計	11,730	12,751
固定負債		
退職給付引当金	975	1,104
資産除去債務	154	154
その他	42	60
固定負債合計	1,171	1,319
負債合計	12,902	14,071
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	45,974	48,819
利益剰余金合計	48,574	51,419
株主資本合計	67,813	70,658
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	360	454
繰延ヘッジ損益	1,071	1,056
評価・換算差額等合計	710	601
純資産合計	67,103	70,057
負債・純資産合計	80,005	84,128

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	44,551	50,052
運用受託報酬	11,077	12,144
その他営業収益	356	369
営業収益合計	55,985	62,566
営業費用		
支払手数料	22,341	25,372
広告宣伝費	342	258
公告費	0	1
調査費	5,796	6,470
調査費	1,172	1,511
委託調査費	4,610	4,945
図書費	14	13
営業雑経費	5,887	6,296
通信費	78	126
印刷費	439	406
協会費	56	57
諸会費	29	45
情報機器関連費	5,193	5,570
その他営業雑経費	89	89
営業費用合計	34,369	38,399
一般管理費		
給料	6,981	7,585
役員報酬	385	476
給料・手当	5,432	5,753
賞与	1,163	1,355
退職給付費用	278	305
福利費	747	812
交際費	13	13
旅費交通費	191	175
租税公課	276	300
不動産賃借料	328	324
寄付金	0	-
減価償却費	2,239	2,501

業務委託費	1,544	1,399
諸経費	1,637	1,394
一般管理費合計	14,239	14,813
営業利益	7,376	9,353

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
営業外収益		
受取利息	138	64
収益分配金	0	1
金銭の信託運用益	4,007	-
投資有価証券売却益	1	150
投資有価証券償還益	1	0
その他	12	27
営業外収益合計	4,162	243
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	207
投資有価証券売却損	33	17
投資有価証券償還損	1	257
為替差損	1,273	660
デリバティブ費用	3,613	47
その他	3	107
営業外費用合計	4,925	1,296
経常利益	6,613	8,300
特別損失		
システム移行関連費用	-	147
特別損失合計	-	147
税引前当期純利益	6,613	8,153
法人税、住民税及び事業税	1,931	2,519
法人税等還付税額	-	129
法人税等調整額	95	25
法人税等合計	2,027	2,364
当期純利益	4,585	5,788

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				株主資本合計
	利益剰余金			利益剰余金 合計	
	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当期変動額					
剰余金の配当			3,367	3,367	3,367
当期純利益			4,585	4,585	4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,218	1,218	1,218
当期末残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49	510	460	66,134
当期変動額				
剰余金の配当				3,367
当期純利益				4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	310	560	250	250
当期変動額合計	310	560	250	968
当期末残高	360	1,071	710	67,103

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				株主資本合計
	利益剰余金			利益剰余金 合計	
	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813
当期変動額					
剰余金の配当			2,943	2,943	2,943
当期純利益			5,788	5,788	5,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	2,845	2,845	2,845
当期末残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	360	1,071	710	67,103
当期変動額				
剰余金の配当				2,943
当期純利益				5,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	94	14	108	108
当期変動額合計	94	14	108	2,954
当期末残高	454	1,056	601	70,057

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の会計処理

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

（貸借対照表関係）

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
建 物	220	百万円	253	百万円
器具備品	823	"	942	"

その他	-	"	1	"
計	1,044	"	1,197	"

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	利益剰余金	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	999	利益剰余金	333,333	2025年3月31日	2025年6月23日

（リ - ス取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理

することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針8．ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（（1）*2、*3及び（注2）、（注4）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年3月31日）

区 分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（*2）	1,530	16,048	-	17,579
投資有価証券（*3）				
その他有価証券	-	4,517	-	4,517
資産計	1,530	20,565	-	22,096
デリバティブ取引（*4）				
株式関連取引	(268)	(262)	-	(530)
通貨関連取引	-	21	-	21
デリバティブ取引計	(268)	(241)	-	(509)

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額1,017百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は18,596百万円であります。

（*3）投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額359百万円）は上記に含めておりません。

（*4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2025年3月31日）

区 分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,551	15,662	-	18,214

投資有価証券(*3)				
その他有価証券	-	3,785	-	3,785
資産計	2,551	19,448	-	21,999
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(128)	235	-	106
通貨関連取引	-	78	-	78
デリバティブ取引計	(128)	314	-	185

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*3) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額887百万円）、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額1,976百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（貸借対照表計上額592百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
投資有価証券	876	887
関係会社株式	6,077	6,077

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	14,909	-	-	-
未収委託者報酬	10,943	-	-	-
未収運用受託報酬	5,967	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	1,829	807	-

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,950	-	-	-
未収委託者報酬	12,164	-	-	-
未収運用受託報酬	6,523	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	2,053	2,400	-

(注4) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

前事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券 (その他有価証券)	-	-	23	2,000	1,976	-	1,976	-

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,976百万円であります。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	6,077	6,077

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,394	2,593	800
小計	3,394	2,593	800
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,123	1,410	287
小計	1,123	1,410	287
合計	4,517	4,004	513

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,110	2,402	708
小計	3,110	2,402	708
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,651	2,712	61
小計	2,651	2,712	61
合計	5,762	5,115	647

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非上場株式	876	887
組合出資金等	359	592

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額

その他	185	1	33
-----	-----	---	----

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）（単位:百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	528	150	17

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,735	-	4	4
	英ポンド	288	-	0	0
	カナダドル	145	-	0	0
	スイスフラン	180	-	0	0
	香港ドル	217	-	0	0
	ユーロ	664	-	3	3
	合計	8,231	-	10	10

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2025年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,575	-	37	37
	英ポンド	141	-	0	0
	カナダドル	118	-	0	0
	スイスフラン	52	-	0	0
	香港ドル	166	-	1	1
	ユーロ	425	-	1	1
	買建				
	米ドル	139	-	0	0
	英ポンド	5	-	0	0
	カナダドル	6	-	0	0
	スイスフラン	5	-	0	0
	香港ドル	1	-	0	0
	ユーロ	16	-	0	0
	合計	6,654	-	41	41

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

前事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,306	-	268	268
店頭	トータルリターンズ ワップ取引 売建	4,184	-	262	262
合計		14,490	-	530	530

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2025年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	9,848	-	128	128
店頭	トータルリターンス ワップ取引 売建	6,179	-	235	235
合計		16,027	-	106	106

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2024年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		2,126	-	1
	英ポンド		4,586	-	7
	スイスフラン		28	-	0
	香港ドル		83	-	0
	ユーロ		63	-	0
	シンガポールドル		448	-	1
合計			7,337	-	10

当事業年度（2025年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		1,947	-	13
	英ポンド		4,700	-	19
	スイスフラン		47	-	0
	香港ドル		122	-	0
	ユーロ		40	-	0
	シンガポールドル		449	-	3
	買建				
	米ドル	16	-	0	
	香港ドル	94	-	0	
合計			7,419	-	36

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	911	993

勤務費用	149	165
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	11	150
退職給付の支払額	85	42
簡便法で計算した退職給付費用	1	0
退職給付債務の期末残高	993	970

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	993	970
未認識数理計算上の差異	17	134
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,104
退職給付引当金	975	1,104
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	975	1,104

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	149	165
利息費用	3	3
数理差異償却	0	1
簡便法で計算した退職給付費用	1	0
確定給付制度に係る退職給付費用	155	171

(5) 年金資産に関する事項
該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.4%	2.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度122百万円、当事業年度134百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	63 百万円	104 百万円
賞与引当金算入限度超過額	220 "	235 "
退職給付引当金算入限度超過額	298 "	348 "
税務上の費用認識差額	256 "	94 "
繰延ヘッジ損益	472 "	486 "
その他	78 "	169 "
繰延税金資産 合計	1,390 "	1,437 "
繰延税金負債		
有価証券評価差額	159 "	209 "
その他	35 "	43 "
繰延税金負債 合計	194 "	252 "
繰延税金資産の純額	1,196 "	1,184 "

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が18百万円増加、繰延ヘッジ損益が13百万円増加、その他有価証券評価差額金が5百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が10百万円減少しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	-	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.06%
法人税等還付税額	-	1.59%
その他	-	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	29.01%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において

存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,223百万円

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	11,023百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引	運用受託報酬	9,926	未収運用受託報酬	5,520
							投信販売代行手数料等	10,187	未払手数料	2,482

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引	運用受託報酬	10,721	未収運用受託報酬	5,856
							投信販売代行手数料等	11,500	未払手数料	2,813

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（2024年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2025年3月31日）

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	22,367,677円92銭	23,352,414円83銭
1株当たり当期純利益金額	1,528,527円02銭	1,929,475円95銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	4,585百万円	5,788百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	4,585百万円	5,788百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

中間貸借対照表

(単位：百万円)

第40期中間会計期間末

(2025年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金		17,328
金銭の信託		21,058
未収委託者報酬		12,730
未収運用受託報酬		6,346
短期差入証拠金		2,629
その他		3,480
流動資産合計		63,574

固定資産

有形固定資産	1	480
無形固定資産		
ソフトウェア		7,654
その他		84
無形固定資産合計		7,738

投資その他の資産

投資有価証券		6,744
関係会社株式		6,416
繰延税金資産		1,262
その他		31
投資その他の資産合計		14,455

固定資産合計		22,674
--------	--	--------

資産合計		86,248
------	--	--------

負債の部

流動負債

未払金		8,801
未払法人税等		1,519
賞与引当金		526
その他	2	1,602
流動負債合計		12,450

固定負債

退職給付引当金	1,141
資産除去債務	154
その他	65
固定負債合計	1,361
負債合計	13,812

(単位：百万円)

第40期中間会計期間末

(2025年9月30日)

純資産の部

株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	17,239
資本剰余金合計	17,239
利益剰余金	
利益準備金	500
その他利益剰余金	
別途積立金	2,100
繰越利益剰余金	51,174
利益剰余金合計	53,774
株主資本合計	73,013
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	503
繰延ヘッジ損益	1,081
評価・換算差額等合計	577
純資産合計	72,436
負債・純資産合計	86,248

中間損益計算書

(単位：百万円)

第40期中間会計期間

(自 2025年4月1日

至 2025年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		25,098
運用受託報酬		5,803
その他営業収益		198
営業収益合計		31,100
営業費用		19,072
一般管理費	1	7,553
営業利益		4,473
営業外収益	2	3,157
営業外費用	3	2,992
経常利益		4,638
税引前中間純利益		4,638
法人税、住民税及び事業税		1,524
過年度法人税等		150
法人税等調整額		89

法人税等合計	1,284
中間純利益	3,354

中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	48,819	51,419	70,658
当中間期変動額					
剰余金の配当			999	999	999
中間純利益			3,354	3,354	3,354
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	2,354	2,354	2,354
当中間期末残高	500	2,100	51,174	53,774	73,013

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	454	1,056	601	70,057
当中間期変動額				
剰余金の配当				999
中間純利益				3,354
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	48	24	23	23
当中間期変動額合計	48	24	23	2,378
当中間期末残高	503	1,081	577	72,436

注記事項

（重要な会計方針）

第40期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p> 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p> その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法によっております。 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定してあります。）</p>

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間末
(2025年9月30日)

1 有形固定資産の減価償却累計額

1,259百万円

2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第40期中間会計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年9月30日)

1	減価償却実施額	
	有形固定資産	62百万円
	無形固定資産	1,102百万円
2	営業外収益の主要項目	
	金銭の信託運用益	2,976百万円
3	営業外費用の主要項目	
	デリバティブ費用	2,762百万円
	為替差損	215百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	999	333,333	2025年3月31日	2025年6月23日

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

第40期中間会計期間末（2025年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（（1）*2及び（注2）、（注3）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	中間貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,966	18,092	-	21,058
投資有価証券(*2)				
其他有価証券	-	3,217	-	3,217
資産計	2,966	21,309	-	24,276
デリバティブ取引(*3)				
株式関連取引	(114)	(134)	-	(249)
通貨関連取引	-	(4)	-	(4)
デリバティブ取引計	(114)	(138)	-	(253)

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)投資有価証券のうち、非上場株式（中間貸借対照表計上額912百万円）、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価

とみなす取扱いを適用した投資信託（中間貸借対照表計上額1,987百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（中間貸借対照表計上額627百万円）は上記に含めておりません。
 (*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

- (2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付してありません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
投資有価証券	912
関係会社株式	6,416

(注3) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報
 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券(その他有価証券)	1,976	-	10	-	1,987	-	1,987	-

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,987百万円であります。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末（2025年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	6,077
関連会社株式	338
合計	6,416

2. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	2,833	2,106	727
小計	2,833	2,106	727
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,371	2,406	35
小計	2,371	2,406	35
合計	5,204	4,512	692

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額912百万円）及び組合出資金等（中間貸借対照表計上額627百万円）は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,208	-	6	6
	英ポンド	127	-	0	0
	カナダドル	83	-	0	0
	スイスフラン	46	-	0	0
	香港ドル	152	-	0	0
	ユーロ	342	-	0	0
合計		6,960	-	5	5

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

(2)株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	11,572	-	114	114
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	5,235	-	134	134
合計		16,807	-	249	249

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		739	-	0
	英ポンド		830	-	1
	スイスフラン		31	-	0
	香港ドル		27	-	0
	ユーロ		52	-	0
	合計			1,681	-

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	5,312百万円

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	24,145,344円27銭
1株当たり中間純利益	1,118,322円76銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載していません。	

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第40期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
中間純利益	3,354百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	3,354百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 上 和 彦指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 洋 一**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月1日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三 上 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

成 田 慎 一 郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月18日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬和政

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2035の2025年6月11日から2025年12月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2035の2025年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月11日から2025年12月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生

する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月18日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬和政

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2040の2025年6月11日から2025年12月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2040の2025年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月11日から2025年12月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生

する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月18日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬和政

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2045の2025年6月11日から2025年12月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2045の2025年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月11日から2025年12月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生

する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月18日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬和政

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2050の2025年6月11日から2025年12月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2050の2025年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月11日から2025年12月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生

する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月18日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬和政

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2055の2025年6月11日から2025年12月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2055の2025年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月11日から2025年12月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生

する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月18日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬和政

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2060の2025年6月11日から2025年12月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2060の2025年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月11日から2025年12月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生

する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月18日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬和政

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2065の2025年6月11日から2025年12月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2065の2025年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年6月11日から2025年12月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生

する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。